

会議案第 63 号

議会活性化に関する中間報告について

本特別委員会の調査検討した内容について、会議規則第77条の規定により、次のとおり中間報告いたします。

平成21年12月17日報告

議会活性化特別委員長 野原辰雄

長沼町議会議長 駒谷広栄様

議会活性化に関する中間報告

平成21年3月10日に設置された本特別委員会は、議員定数及び他議会活性化等に資する事項について調査・検討を行ってきたところであるが、9回にわたる委員会において、議員定数問題については調査が終了し、あわせて現在までの議会の活性化に資するための検討結果において中間報告をするものである。

1 調査事件

議員定数及び他議会活性化等に資する事項について

2 委員会開催年月日

平成21年3月11日、3月19日、5月29日、6月12日、8月4日、9月18日、11月2日、11月30日、12月16日（9日間）

3 調査の経過

委員会においては、議員個々の調査活動により寄せられた、住民の意見等の交換・分析に加え、類似団体及び管内市町村における現在の議員定数の状況等について、調査研究を進め、慎重に協議を行ったところである。

加えて、議員自ら議会を改革すべく、より開かれた議会となるため、できることから新しいものを取り入れる検討を行った。

4 調査の結果

議員定数については、今期から4名減の16名とした。16名の現定数が、全道の類似団体と比較しても、決して多すぎるとは言えないが、空知管内町村では、相次ぐ大幅な議員定数の削減により、本町の定数が現在では最多となっている。

国内経済は、経済活動の水準が低い中、政府は一連の景気対策に

よる立て直しを図ったが、一部で下げ止まりの兆しも見られるものの、今もなお過去最悪の水準で推移するなど厳しい状況が続いており、本町においても依然として財源不足による基金の取り崩しが続いている。実質収支の均衡がとれる財政基盤の早期確立に向け、より一層の行財政改革を進めていかなければならないこと、町民に負担をお願いしていることを充分考慮すると、議会としても率先して、民意を反映させるために最低限必要と思われる人数、委員会活動の沈滞や議会審議の空洞化を招かぬための必要人数、チェック機関として機能を低下させないための人数等として、調査研究を行った結果、次の人数を長沼町議会議員の定数とすべきものとして決定した。

長沼町議会議員の定数を現行16名から14名とすべき。

また、議会活性化等に資する事項として、議会議員の主催による住民報告会の開催や議会定例会での傍聴者に対する一般質問の標題配付、議会運営委員会に諮問する請願・意見書等の全議員への配付、意見書等における提出者、賛成者の取り扱いなど、できるところから開かれた議会を目指すべく改革を進めている。

今後とも、引き続き議会活性化に向け、調査・検討を進め、1つでも多く改善ができるよう取り組んでいく。